

いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、いわき市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が行う、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に違反する転用行為等の是正措置について迅速かつ適正な事務処理を図るため、必要な事項を定める。

（事務処理上の留意点）

第2条 違反転用に係る是正措置にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 「農地法関係事務処理要領（農林水産省制定）」及び「農地法関係事務処理の手引（福島県作成）」に準じた公正な事務処理を行うこと。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他関係法令の担当課等と連携し、適切な指導を行うこと。
- (3) 発生した違反転用については、その初期の段階で迅速かつ適正に措置すること。
- (4) 現地調査の際は、「身分証明書（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第2項の規定によるもの。）」を携帯し、関係人の求めに応じ身分を明らかにすること。

（現地調査及び事情聴取）

第3条 違反転用を発見し又は通報を受けたときは、速やかに現地調査を実施するものとする。

- 2 違反転用の疑いがあるものについては、違反行為者、土地所有者その他の関係人（以下「違反転用者等」という。）に対し、その事情を聴取し、違反転用であることが明らかな場合は、違反転用事案報告書及び違反転用事案整理簿を作成するものとする。

（是正方針の決定）

第4条 是正措置が必要な違反転用事案については、農業委員会総会（以下「総会」という。）において対策を協議し、是正方針を決定しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合は、是正指導後に総会へ報告するものとする。

（他法令違反の報告）

第5条 違反転用が同時に他法令にも抵触すると思慮されるときは、統一ある是正を図るため速やかに関係課等に報告しなければならない。

（是正指導）

第6条 総会で決定された是正方針に基づき、違反転用者等に対し口頭又は書面にて違反事実の通知をし、是正指導を行うものとする。この場合において、違反転用者等には、当該違反転用の経緯等を記載した顛末書及び具体的な是正計画書の提出を求めるとともに、速やかに当該違反転用に係る工事その他の行為の停止又は原状回復その他講ずべき必要な措置（以下「原状回復等の措置」という。）を講じるよう指導するものとする。

（勧告）

第7条 違反転用者等が口頭若しくは書面による是正指導に従わない場合又は当該是正指導以外の是正措置を行う必要があると判断した場合は、総会での決定を経て、書面により、違反転用者等に対し原状回復等の措置を勧告するものとする。

（聴聞等）

第8条 違反転用者等が前条に規定する勧告に従わないときは、総会の決定を経て、行政手続法（平成5年法律第88号）及びいわき市行政手続条例（平成9年いわき市条例第1号）により、聴聞又は弁明の機会を付与する。

（監督処分）

第9条 違反転用者等に対し、法第51条第1項に規定する処分又は命令を行うにあたっては、総会において違反転用事案の内容及び聴聞・弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の利用状況、周辺農地への影響の有無及びその土地に関し形成された法律関係等の事情を総合的に考慮して、処分

又は命ずべき措置の内容を決定するものとする。

2 当該処分又は命ずべき措置の内容を決定した場合には、書面により、違反転用者等に通知するものとする。

3 違反転用者等が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、総会の決定を経て、法第51条第3項に規定する公表を行うものとする。

(是正の完了)

第10条 違反転用者等が処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導するものとする。

2 違反転用者等が処分又は命令の履行を遅滞していると認めるときは、当該違反転用者等に対して、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告させるものとする。

(代執行)

第11条 処分又は命令が履行されない場合で、当該不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、総会の決定を経て、法第51条第4項の規定により原状回復等の代執行を行うものとする。

2 前項の代執行に要した費用については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条により、違反転用者等から徴収するものとする。

(告発)

第12条 違反転用者等が処分又は命令に従わず、法に著しく違反し公益に反すると認められるときは、総会の決定を経て、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により警察に告発を行うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から実施する。

いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領を次のように定める。

令和7年3月28日

いわき市農業委員会会長 蛭 田 元 起

いわき市農業委員会違反転用の是正措置に関する事務処理要領

（目的）

第1条 この要領は、いわき市農業委員会（以下「農業委員会」という。）が行う、農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）に違反する転用行為等の是正措置について迅速かつ適正な事務処理を図るため、必要な事項を定める。

（事務処理上の留意点）

第2条 違反転用に係る是正措置にあたっては、次の各号に掲げる事項について留意しなければならない。

- (1) 「農地法関係事務処理要領（農林水産省制定）」及び「農地法関係事務処理の手引（福島県作成）」に準じた公正な事務処理を行うこと。
- (2) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及びその他関係法令の担当課等と連携し、適切な指導を行うこと。
- (3) 発生した違反転用については、その初期の段階で迅速かつ適正に措置すること。
- (4) 現地調査の際は、「身分証明書（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第2項の規定によるもの。）」を携帯し、関係人の求めに応じ身分を明らかにすること。

（現地調査及び事情聴取）

第3条 違反転用を発見し又は通報を受けたときは、速やかに現地調査を実施す

るものとする。

- 2 違反転用の疑いがあるものについては、違反行為者、土地所有者その他の関係人（以下「違反転用者等」という。）に対し、その事情を聴取し、違反転用であることが明らかな場合は、違反転用事案報告書及び違反転用事案整理簿を作成するものとする。

（是正方針の決定）

- 第4条 是正措置が必要な違反転用事案については、農業委員会総会（以下「総会」という。）において対策を協議し、是正方針を決定しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情がある場合は、是正指導後に総会へ報告するものとする。

（他法令違反の報告）

- 第5条 違反転用が同時に他法令にも抵触すると思慮されるときは、統一ある是正を図るため速やかに関係課等に報告しなければならない。

（是正指導）

- 第6条 総会で決定された是正方針に基づき、違反転用者等に対し口頭又は書面にて違反事実の通知をし、是正指導を行うものとする。この場合において、違反転用者等には、当該違反転用の経緯等を記載した顛末書及び具体的な是正計画書の提出を求めるとともに、速やかに当該違反転用に係る工事その他の行為の停止又は原状回復その他講ずべき必要な措置（以下「原状回復等の措置」という。）を講じるよう指導するものとする。

（勧告）

- 第7条 違反転用者等が口頭若しくは書面による是正指導に従わない場合又は当該是正指導以外の是正措置を行う必要があると判断した場合は、総会での決定を経て、書面により、違反転用者等に対し原状回復等の措置を勧告するものとする。

（聴聞等）

- 第8条 違反転用者等が前条に規定する勧告に従わないときは、総会の決定を経て、行政手続法（平成5年法律第88号）及びいわき市行政手続条例（平成9年いわき市条例第1号）により、聴聞又は弁明の機会を付与する。

（監督処分）

第9条 違反転用者等に対し、法第51条第1項に規定する処分又は命令を行うにあたっては、総会において違反転用事案の内容及び聴聞・弁明の内容を検討するとともに、当該違反転用事案に係る土地の利用状況、周辺農地への影響の有無及びその土地に関し形成された法律関係等の事情を総合的に考慮して、処分又は命すべき措置の内容を決定するものとする。

2 当該処分又は命すべき措置の内容を決定した場合には、書面により、違反転用者等に通知するものとする。

3 違反転用者等が正当な理由なく当該命令に従わなかったときは、総会の決定を経て、法第51条第3項に規定する公表を行うものとする。

(是正の完了)

第10条 違反転用者等が処分又は命令の履行を完了したときは、遅滞なくその旨を書面により届け出るよう指導するものとする。

2 違反転用者等が処分又は命令の履行を遅滞していると認めるときは、当該違反転用者等に対して、その理由及び処分又は命令の履行状況を報告させるものとする。

(代執行)

第11条 処分又は命令が履行されない場合で、当該不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、総会の決定を経て、法第51条第4項の規定により原状回復等の代執行を行うものとする。

2 前項の代執行に要した費用については、行政代執行法（昭和23年法律第43号）第5条及び第6条により、違反転用者等から徴収するものとする。

(告発)

第12条 違反転用者等が処分又は命令に従わず、法に著しく違反し公益に反すると認められるときは、総会の決定を経て、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定により警察に告発を行うものとする。

(補則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が別に定める。

この要領は、令和7年4月1日から実施する。